

新 旧 対 照 表

(新)

平成31年度高知県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条 ～ 第2条 略

（補助対象事業）

第3条 県は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 新人看護職員研修事業

県内の病院等（以下「補助事業者」という。）が、新人看護職員研修ガイドライン（平成26年3月24日医政看発0324第4号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された次の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施した場合を対象とする。

ア 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ-3-1又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

イ 「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ-3-2又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

ウ 「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

(旧)

平成30年度高知県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条 ～ 第2条 略

（補助対象事業）

第3条 県は、県内の病院等の設置者（以下「補助事業者」という。）が看護職員確保対策事業等実施要綱（平成22年3月24日付け医政発0324第21号）に基づき実施する次に掲げる事業を交付の対象として補助金を交付する。

(1) 新人看護職員研修事業

県内の病院等が、新人看護職員研修ガイドライン（平成23年2月14日付け医政看発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知。以下「ガイドライン」という。）に示された次の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施した場合を対象とする。

ア 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ-3-1又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-1を参照）として、職場適応のサポート、メンタルサポート等の体制を整備すること。

イ 「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ-3-2又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。この場合においては、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

ウ 「新人看護職員研修」（ガイドラインⅡを参照）に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこととし、研修プログラムを作成し、研修を実施すること。

なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

(2) 医療機関受入研修事業

前号に掲げる事業を実施する病院等で、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受入を実施している場合を対象とする。(削除)受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。

なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

第4条 ～ 第6条 略

(補助の条件)

第7条 (1)～(6)略

(7) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。

(8) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(10) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(11) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

第8条 ～ 第9条 略

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請し

(2) 医療機関受入研修事業

前号に掲げる事業を実施する病院等で、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施している場合を対象とする。この場合において、受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。

第4条 ～ 第6条 略

(補助の条件)

第7条 (1)～(6)略

(7) 補助金に関する消費税仕入控除税額等が確定した場合は、別記第3号様式による報告書により、速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、知事に報告があったときは、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。

(9) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(10) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(11) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(12) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

第8条 ～ 第9条 略

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

た場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第3号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号及び第7号、第8条及び第10条第3項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）～ 第4号様式（第10条関係） 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号及び第7号から第8号まで並びに第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）～ 第4号様式（第10条関係） 略